

安全・安心及び市民ホールに関する特別委員会設置に関する決議

- 1 本市議会に安全・安心及び市民ホールに関する特別委員会を設置し、13人をもって構成する。
- 2 本特別委員会の所管事項は、次のとおりとする。
 - (1) 防災に関する事項について
 - (2) 危機管理に関する事項について
 - (3) (仮称)市民ホールに関する事項について
 - (4) その他市民の安全・安心に関する事項について
- 3 本特別委員会に要する経費は、その都度議会の承認を得るものとする。
- 4 本特別委員会は、議会の閉会中も審査を行うことができるものとし、議会が審査終了を議決するまで継続する。

以上、決議する。

苫 小 牧 市 議 会